

建設分野における上乘せ基準(案)

	特定技能 (新設する基準)	技能実習 (下線部：追加する基準)	外国人建設就労者受入事業 (下線部：追加する基準)
受入企業に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> 1号特定技能外国人の受入れに関する計画の認定を受けること 建設業法第3条の許可を受けていること 建設キャリアアップシステムに登録していること 建設業者団体が共同して設立した団体(国土交通大臣の登録が必要)に所属していること等 	<ul style="list-style-type: none"> 技能実習計画の認定を受けること <u>建設業法第3条の許可を受けていること</u> <u>建設キャリアアップシステムに登録していること</u> <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 適正監理計画の認定を受けること 建設業法第3条の許可を受けていること <u>建設キャリアアップシステムに登録していること</u> <p style="text-align: right;">等</p>
処遇に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> 1号特定技能外国人に対し、 <ul style="list-style-type: none"> 日本人と同等以上の報酬を 安定的に支払い、 技能習熟に応じて昇給を行うこと 1号特定技能外国人に対し、雇用契約締結前に、重要事項を書面にて母国語で説明していること 1号特定技能外国人を建設キャリアアップシステムに登録すること等 	<ul style="list-style-type: none"> 技能実習生に対し、 <ul style="list-style-type: none"> 日本人と同等以上の報酬を <u>安定的に支払うこと</u> 雇用条件書等について、技能実習生が十分に理解できる言語も併記の上、署名を求めること <u>技能実習生を建設キャリアアップシステムに登録すること</u> <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 外国人建設就労者に対し、 <ul style="list-style-type: none"> 日本人と同等以上の報酬を、 <u>安定的に支払い、</u> <u>技能習熟に応じて昇給を行うこと</u> <u>外国人建設就労者に対し、雇用契約締結前に、重要事項を書面にて母国語で説明していること</u> <u>外国人建設就労者を建設キャリアアップシステムに登録すること</u> <p style="text-align: right;">等</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> 1号特定技能外国人(と外国人建設就労者との合計)の数が、常勤職員の数を超えないこと 	<ul style="list-style-type: none"> <u>技能実習生の数が常勤職員の総数を超えないこと</u> 	<ul style="list-style-type: none"> <u>(1号特定技能外国人と)外国人建設就労者(との合計)の数が、常勤職員の数を超えないこと</u>